

【6】第一・第二消火班の役割

第一・第二消火班は、自主防災会内において、地震をはじめとする災害が起こり、火災が発生した場合、初期消火や延焼防止の役割を担うこととする。

1. 第一・第二消火班の構成

第一・第二消火班は、部長(1名)のほか、

- 「**第一消火班**」の副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3~4名)、
 - 「**第二消火班**」の副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3~4名)、
- で構成する。

2. 第一・第二消火班の役割

2-1 第一・第二消火班の平常時の役割

(1) 消火器の点検、更新。

- ① 区内消火器の配置図の作成、備え付けを町内会長と行う。
- ② 消火器の使い方、及び点検・整備。毎年11月に実施する。
 - ・ 本体の変形、損傷、腐食などがないか、安全栓やホースが外れていないか。
 - ・ 消火薬剤の漏れや固形していないかなど(10年で交換するのが望ましい)。
 - ・ 蓄圧式消火器の指示圧力計の指針が「**緑色範囲の下限**」に下がっていないか。

(2) 消火器による消火訓練の実施。毎年8月に実施する。

(3) 可搬式ポンプの機能点検・整備、及び操作法を習熟する。

(4) 可搬式ポンプでの消火訓練。

消火員(筒先)2名、可搬式ポンプ操作員1名、指揮者(放水の合図)1名、連絡員(指揮者の指示を連絡する)1名、予備員1名。

(5) 消防水利図の作成、備え付け(消火栓・防水貯水槽)。

- ① 消火栓・防水貯水槽は、いつでも蓋を開けることができる準備をしておく。
- ② 小・中学校のプールについては、施設管理者と連携しておく。

(6) 火災予防運動などで防火意識の向上に努め、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がける。

(7) 消火用資機材の使用法、及び消火技術を習得する。

淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

31年 01月 15日

ページ

作成日

28年 02月 13日

21

(6) 防災器具倉庫、消火用備品の点検・管理。

品目・数量などを「様式 7 : 防災資機材一覧表」で確認する。

(7) 小型発電機の点検・整備。(毎年、5月に実施する)

(8) 防火対策と呼び掛け。

① 班員は、区内において、住民に対し、火の元を確認するように呼び掛ける。

② 班員は、停電後に電気が復旧した際に起きる、「通電火災」による出火に区民に注意喚起する。

2 - 2 第一・第二消火班の災害時の役割

(1) 災害発生時の防災活動、災害対応活動。

① 周辺の被災状況を確認するとともに出火しないよう近隣に呼び掛ける。

② 防災倉庫を開放し、消火器や可搬ポンプなど、初期消火に使用する防災資機材を準備する。

③ 新たな火災が発生しないかどうか待機して、情報を収集に努める。

④ 消防水利の確保。

⑤ 災害現場付近の交通整理。

⑥ 交通安全淀橋分会及、び区推薦交通指導員への協力要請。

(2) 初期消火の活動。

① 地震など大きな災害が発生した場合、消火班は直ちに災害対策本部に参集する。

② 火災の発生を予見、確認した場合は、直ちに、初期消火に努める。

③ 初期消火に当たっては、最寄の消火器、消火栓・防水貯水槽、及び小・中学校のプール・河川などの水利を活用する。

④ 可搬ポンプの利用が可能な場合は、防災倉庫より、出動させる。

⑤ 消火活動に必要な人員を災害対策本部に要請して確保する。

⑥ 消火活動に携わる場合場合は、怪我に注意する。

(3) 延焼防止。

① 最初の出火を止めることが出来なかった場合には、隣接する建物などに延焼しないよう、初期消火と同様の活動に当たる。

② 延焼火災の恐れがあると判断した場合は、避難誘導班に連絡し、風下の地域を中心に避難誘導を呼び掛ける。

③ 消火活動に必要な人員を区民や災害対策本部に要請して確保する。

④ 「通電火災」の発生に備え、区民に伝達し、注意喚起する。

**淀橋区自主防災会
活動班管理規定**

改訂日	31年 01月 15日	ページ
作成日	28年 02月 13日	22

3. 第一・第二消火班組織図

名簿は別紙の淀橋区自主防災会組織図に示す。

3-1 第一消火班組織図

防災会役名	区役名	氏名	T E L
部長	第8町内会長		固定： 携帯：
副部長			固定： 携帯：
班長			固定： 携帯：
副班長			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：

3-2 第二消火班組織図

防災会役名	区役名	氏名	T E L
部長	第8町内会長		固定： 携帯：
副部長			固定： 携帯：
班長			固定： 携帯：
副班長			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：